神栖市公告

国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号。以下「準則」という。）第３０条第４項の規定に基づき、筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

１．筆界案を作成した土地の所在及び地番
神栖市日川字出戸１２７７番１

２．筆界案を確認することができる場所
神栖市溝口４９９１番地５　分庁舎１階　　神栖市役所　地籍調査課

３．筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

４．筆界案の作成者
神栖市

５．意見の申出
筆界案を確認することができる者は筆界案の作成者に対して、下記期間内に意見を申し出ることができるものとする。なお、当該期間を経過しても申し出が無いときは、準則第３０条第４項の規定により筆界の調査を行う。

記

意見申出期間　令和８年１１月２７日　から　令和８年１２月１６日
（土曜日及び日曜日を除く）
午前８時３０分から午後５時１５分まで

令和８年１１月２６日

神栖市長　木内　敏之